

令和4年度及び令和5年度の岐阜県後期高齢者医療保険料率の改定について

○保険料率を見直します。

後期高齢者医療制度の保険料は、被保険者全員に等しくご負担いただく※1「均等割額」と、所得に応じてご負担いただく「所得割額（被保険者の前年所得※2×所得割率）」の合計となり、2年ごとに改定を行います。第8期財政運営期間にあたる令和4・5年度の保険料率は、次のとおりです。

区分	令和4・5年度	令和2・3年度	比較
均等割額	46,023円	44,411円	+1,612円 (+3.63%)
所得割率	8.90%	8.55%	+0.35ポイント

※1 所得が低い世帯の方には、軽減措置があります。 ※2 (総所得金額等－基礎控除額)

◆一人当たり保険料額について

保険料は、所得に応じて計算します。令和3年度における被保険者の一人当たり保険料額と比較して、約3.28%の増加が見込まれます。

区分	令和4・5年度	令和3年度 ※3	比較
一人当たり 保険料額（年額）	70,078円	67,855円	+2,223円 (+3.28%)

※3…令和3年度の実績（保険料額合計/被保険者数）

◎保険料が増加する、主な要因について

ア 一人当たり医療給付費

医療の高度化等によって、高齢者の一人当たり医療給付費は、増加傾向にあります。令和4年度及び令和5年度の平均（見込）は801,315円となり、令和2年度及び令和3年度の平均（見込）の783,116円と比較して、約2.32%の増加が見込まれます。

イ 後期高齢者負担率※4の見直し（国の制度改正）

後期高齢者負担率は、国の政令によって定められます。令和4年度及び令和5年度においては、11.72%に改正されることから、令和2年度及び令和3年度の11.41%と比較して、0.31ポイント増加します。

※4…現役世代との人口割合を考慮しながら、後期高齢者が医療給付費のうち負担する割合

ウ 保険料軽減制度の見直し（国の制度改正）

保険料均等割額の軽減に関する特例の段階的廃止（本来の軽減に戻ることに伴い、令和3年度から条例本則による7割軽減に統合されました。

◆保険料の抑制について

令和3年度末に見込まれる剰余金32億円を、令和4・5年度に活用することとし、保険料を抑制しました。

◆保険料の賦課限度額について（国の制度改正）

政令の改正に伴い、保険料賦課限度額を64万円から66万円に見直しました。

◆保険料額の決定通知について

令和4年度の後期高齢者医療保険料は、令和4年7月中旬に通知します。

【参考】医療費負担のしくみ

後期高齢者医療制度では、医療費から窓口負担を除いた費用（医療給付費）のうち、約5割が国・県・市町村の公費負担によって、約4割が現役世代からの支援金によって賄われており、残りの約1割を保険料として、お納めいただきます。高齢者医療を社会全体で支えるしくみとなっています。

